

第五次和光市総合振興計画策定支援業務仕様書（案）

1 目的

和光市の総合的な市政運営のための指針として、まちづくりと行政経営の方向性を示し、計画的に施策の推進を行うため、次期総合振興計画を策定することを目的とする。

また、次期総合振興計画は、次期「和光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねたものとなるようにする。

2 業務内容

本業務は、第五次和光市総合振興計画の策定にあたり、専門的な見地を活かして計画策定に先立つ調査から策定に至るまでのプロセスを包括的に支援するものである。業務内容の目安を以下に示すが、計画策定に向けて必要な支援を創意工夫をもって行うこと。

また、次期総合振興計画は、次期「和光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねたものとなるように留意すること。

(1) 基礎調査

次期総合振興計画の策定にあたり留意すべき事項を調査し、報告書として取りまとめる。基礎調査にあたっては、得られた情報を地図上に落とし込むなど、その後の計画の策定にあたって視覚的に理解しやすく活用しやすい資料の作成を行うなどの工夫を行うこと。

- ① 人口の動向の整理及び将来人口推計を行う。人口推計は住民基本台帳を基礎とし、概ね小学校区別に推計を行うこと。
- ② 社会動向等の整理を行う。全市的な見地から取り入れるべき社会潮流や各分野ごとに留意すべき論点を整理すること。
- ③ 現行計画の実績評価と次期計画期間で対応すべき課題の整理を行う。
- ④ その他必要な基礎調査を行う。

(2) 市民意識調査

不特定多数の市民の声を把握するため、調査票形式での市民意識調査を実施し、調査結果を報告書として取りまとめる。

- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・調査対象：3,000人（無作為抽出）
- ・アンケート回収率向上のための御礼状兼督促状の発送を行うこと
- ・web上での回答なども可能とするなどの配慮を行うこと

(3) 審議会の運営支援

和光市総合振興計画審議会を設置し計画に関する調査及び審議を行うにあたり、同

審議会の運営支援（会議への出席・助言・関連資料作成・会議録作成）及び計画への反映を行う。

審議会は、全体会議のほか、総務環境部会及び文教厚生部会の2部会に分けた部会を設けて開催するが、この部会の運営に関する支援も支援業務の対象とする。

(4) 総合振興計画策定に向けての講演会等の企画・運営

市民参加や職員参加の取組に先立ち、関係者の意識を高めることを趣旨とした講演会等を企画し、運営する。講演会の登壇者については、市と協議のうえ決定する。登壇者への謝金は受託者の負担とする。

(5) 市民参加・職員参加の企画・運営支援

総合振興計画の策定にあたり、市民や職員の計画策定への参加を促進するための企画立案を行い、その運営支援を行う。

具体的な手法は受託者の創意工夫に委ねるが、総合振興計画を市民や職員の意見が反映されたものとするとともに、計画策定プロセスに参加することを通じて総合振興計画を自分ごととして捉えられるようにしていく工夫を行っていくこと。

(6) 総合振興計画素案の作成

基礎調査や市民意識調査などの調査結果、審議会や市民参加・職員参加の結果を踏まえて、総合振興計画素案を作成する。

素案の策定にあたっては、文字での説明だけではなく、計画内容を地図上に落とし込むなど、視覚的な理解しやすさを重視すること。

(7) 計画書等のデザイン・印刷

確定した総合振興計画について、計画書のデザインを行い、印刷して納品する。納品部数は500部とする。

また、市民の共感が得られる方法による周知を行うため、効果的な周知ツールを作成、提供する。具体的な手法は受託者の創意工夫に委ねるが、市民への配布や情報提供にあたって経費が必要な場合は、その経費も含めて受託者が負担すること。

これらについては、後日の活用のため、電子データ等についても納品すること。

3 業務委託期間

契約締結日から平成33年3月31日まで

4 業務計画

受託者は、作業着手前に本仕様書を熟知したうえ、各工程の業務方法及び内容について業務計画書を立案し、委託者に提出し承認を受けるものとする。また、次の関係書類

を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者届
- (3) 業務実施計画書
- (4) 業務工程表

5 納入場所

納入場所は、和光市企画部政策課とする。

6 上記に規定のない事項

上記に規定のない事項については、両者協議のうえ定めるものとする。